

## 建設工事の等級区分等の改正について

平成31・32年度建設工事競争入札参加資格者の認定にあたり、登録業者数が減少していることから、競争性を確保するため、等級区分の基準を改正します。  
また、本市入札制度との整合を図るため、入札参加条件の基準を改正します。

### 1 等級区分の基準の改正

- (1) 土木一式工事と建築一式工事  
D等級を廃止し、A～C等級の3区分とします。
- (2) (1)以外の工事  
等級を廃止します。

改正内容は下表のとおり

建設業の種類	等級	総合点数		
		改正前	改正後	
土木一式工事	A	900点以上	➡	900点以上
	B	750点以上900点未満		700点以上900点未満
	C	650点以上750点未満		700点未満
	D	650点未満		—
建築一式工事	A	850点以上	➡	850点以上
	B	750点以上850点未満		700点以上850点未満
	C	650点以上750点未満		700点未満
	D	650点未満		—
その他工事	A	850点以上	➡	等級なし
	B	650点以上850点未満		
	C	650点未満		

## 2 指名基準の改正

土木一式工事、建築一式工事

D等級を廃止し、C等級と統合します。

※A等級とB等級については改正ありません。

改正内容は下表のとおり

建設業の種類	等級	請負対象設計額		
		改正前		改正後
土木一式工事	A	制限なし		制限なし
	B	60,000,000円以下		60,000,000円以下
	C	20,000,000円以下		20,000,000円以下
	D	5,000,000円以下		—
建築一式工事	A	制限なし		制限なし
	B	60,000,000円以下		60,000,000円以下
	C	20,000,000円以下		20,000,000円以下
	D	5,000,000円以下		—
その他工事	A	制限なし		等級なし
	B	60,000,000円以下		
	C	5,000,000円以下		